

Study on the Disuse Affair of the Akita-jo Castle and the Reorganization of Jo-saku, Local Offices of the Government for Official and Military Affairs in the Northeastern Main Island of Japan, the Beginnings of the 9th Century

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2020-11-11 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 熊谷, 公男 メールアドレス: 所属:
URL	https://tohoku-gakuin.repo.nii.ac.jp/records/24294

秋田城の停廃問題と九世紀初頭の城柵再編

熊谷 公男

問題の所在

「最北の城柵」秋田城では、その孤立した立地が政治問題化することがあった。それが宝亀から延暦期にかけて惹起する秋田城のいわゆる「停廃問題」である。その中で出羽国司は、「宝亀之初、国司言。秋田難保、河辺易治」(『続日本紀』宝亀十一年(七八〇)八月乙卯条)、あるいは「出羽国言、秋田城……孤居北隅、無隣相救」(『日本後紀』延暦二十三年(八〇四)十一月癸巳条)と、秋田城が孤立無援な場所にあるために施設の維持が困難であることをくり返し訴えている。停廃問題の根底には、秋田城の特異な立地があったのである。

本稿では、宝亀初年に惹起した秋田城の停廃問題の経緯をたどり、それが延暦二十三年にいかなる形で決着をみるかを改めて検討してみた。い。

これまで秋田城の停廃問題は、もっぱら出羽国府の所在地の問題として議論されてきた。筆者は、出羽国府は数度の移転があったものの一貫

して庄内地方に所在し、秋田出羽柵・秋田城に国府が置かれたことはなかつたとする今泉隆雄氏の見解を支持する。現在に至るまで、史料に即した今泉説に対する反論はほとんど見られないが、筆者も国府問題に関する史料の解釈としては、今泉氏の見解がもつとも説得力があると考え。ただし本稿では、これを議論の前提とはせずに、国府の存否問題とは別の角度から停廃問題を取り上げてみることにしたい。

冒頭で引用した史料にもあるように、秋田城は、九世紀初頭においてもなお「北隅に孤居す」と表現されるほど、防守が困難な隔絶した場所に建てられた城柵であった。停廃問題は、そのような「最北の城柵」秋田城に特徴的な問題として顕在化するのである。したがって停廃問題の検討は、古代城柵としての秋田城の特質を解明することに直結するといつてよい。

本稿で具体的に検討するように、宝亀年間の停廃問題は、出羽国が宝亀初年に秋田城の全面放棄と城下の住民の河辺郡(河辺府)への移住を中央政府に要請したことに始まる。そのときは中央政府もこれを承認し

たので、出羽国は秋田城の城司を廃止し、常備軍（軍団兵）の配備も解除する。ところが城下の住民が南隣の河辺郡への移住を嫌ったので、秋田城の全面放棄は実現せず、結果的に城下の狄俘などが警備にあたって、施設は変則的な形で存続することになる。

宝亀十一年（七八〇）に伊治皆麻呂の乱が勃発してその影響が出羽国にも及び、鎮狄使が派遣されてくると、秋田城の警備体制が問題となる。鎮狄使を介して城下の狄俘の憂慮を聞いた中央政府は、国司ないし鎮狄使を専当官（＝城司）として秋田城に派遣し、警備兵も配置して、暫定的に秋田城を存続させる方針に転換する。

以上のような宝亀年間の停廢問題の経緯からみえてくるのは、秋田城を放棄したい出羽国と、河辺郡への移住を忌避する城下の住民の対抗関係として事態が推移しているということである。中央政府はこの間にあって、当初こそ出羽国の方針を支持するものの、皆麻呂の乱後は秋田城の暫定的維持に方針を転換する。これは状況の変化も影響しているように、最大の要因は、何といつても出羽国の移住策に応じようとするしない住民の動向であったとみられる。

城下の住民は、北隅に孤居し、防備が困難であったばかりでなく、「土地境圯（やせ地）にして、五穀に宜しからず」（『日本後紀』延暦二十三年十一月癸巳条）とすらいわれた秋田城下に住み続けることに執着するのである。筆者は、これこそ出羽国・中央政府がいったんは一致して停廢を決定したにもかかわらず、秋田城が全面的に放棄されることなく存続することになったもつとも根本的な原因であると考える。そしてこの事實は、最北の城柵、秋田城の性格を説明するうえにも重要な材料を

提供することになる。

秋田城の停廢問題に決着がつくのが延暦二十三年（八〇四）である。このとき出羽国は、再度、秋田城の停廢と住民の河辺郡への移住を中央政府に要請する。それに対して政府は、出羽国の要請を却下し、代わりに「停城為郡、不論土人・浪人、以住彼城者編附」するよう命じる（『日本後紀』同年十一月癸巳条）。この措置は、「停城為郡」とあるところから、秋田城の城司機構を廃止し、常備軍による警備体制も解除したうえで、秋田郡を建置して城下の住民の支配を行わせたものという今泉氏の見解が通説となっている。筆者もまた、この見解にしたがってきたが、最近になっていくつかの点から疑問をもつようになった。

第一に、今泉氏は「郡」を郡司機構、「城」をそれに対応させて城司機構の意に解して、「停城為郡」を右のように解釈するのであるが、果してこれは妥当な解釈であろうか。というのは、直後に「住彼城者」という文があり、ここでは「城」が明らかに一定の広がりをもつ意味で使用されているからである。したがって、直前の「城」も、かつて平川南氏が提唱したように「一種の行政単位」ととらえる方が史料に即した読みではないか、という疑問がもたれる。第二に、この時期、陸奥・出羽両国では、山道蝦夷の軍事的制圧を受けて北辺部の城柵の再編が組織的に行われ、蝦夷支配の強化が図られる。ところが「停城為郡」を今泉氏のごとく理解すると、秋田城では城司機構の廃止、すなわち武装解除が行われたことになり、城柵再編策とは明らかに齟齬する。秋田城の「停城為郡」のみを城柵再編策と切り離して考えてよいのかという疑問が生じるのである。第三に、秋田城では平安初期に大規模な改修

が行われ、しかもそれによって施設としての秋田城がより充実することが明らかとなっている。今泉説はこの考古学的事実とも整合しない。「傳城為郡」は平安初期の秋田城の大改修とも矛盾なく理解される必要があるろう。

筆者は、現在通説化している今泉氏の延暦二十三年条の理解には、現段階で以上のような問題があると考える。そこで本稿では、秋田城の古代城柵としての特質の解明という視点から停廢問題を改めて取り上げ、なおかつその問題に決着がつけられる延暦二十三年の「傳城為郡」について、平安初期の城柵再編策、および秋田城の大改修との整合的な理解を試みたいと思う。

一・宝龜十一年条にみえる秋田城停廢問題

秋田城の停廢問題についての直接の史料は、『続日本紀』宝龜十一年八月乙卯条と『日本後紀』延暦二十三年十一月癸巳条の二つである。本節では前者の検討を行う。

史料1 『続日本紀』宝龜十一年(七八〇) 八月乙卯条

出羽国鎮狄將軍安倍朝臣家麻呂等言、「狄志良須・俘囚宇奈古等款曰、「已等拠憑官威」、久居城下」。今此秋田城、遂永所棄歟。為番依旧還保乎」。者。下報曰、「夫秋田城者、前代將相會議所建也。禦敵保民、久經歲序」。一旦舉而棄之、甚非善計也。宜且遣多少軍士、為之鎮守。勿令餽彼婦服之情」。仍即差鎮狄使若(出羽)国司一人、以為專當」。又由理柵者、居賊之要害、承秋田之道」。亦宜遣兵相助防禦」。但以、宝龜之初、

国司言、「秋田難保、河辺易治」者。当時之議、依治河辺。然今積以三歲月、尚未移徙」。以此言之、百姓重遷明矣。宜存此情、歷問狄俘并百姓等」、具言彼此利害」。

史料1によれば、宝龜初年、出羽国から「秋田は保ち難く、河辺は治め易」いことを理由に秋田城を停廢するよう要請があり、中央政府で審議した結果、それが許可された(「当時の議、河辺を治むるに依れり」)。そしておそらくそれにもなつて、軍団兵士による交替守備も停止されたと見られる。さらに、史料1によれば、宝龜十一年に鎮狄使の官人、もしくは出羽国司のうち一人を専當官(＝城司)として秋田城に差遣するよう命じられているので、宝龜初年の秋田城の停廢決定後は、それまで常駐していた城司も廢止されたとみられる。

この年の三月下旬に伊治皆麻呂の乱が勃発し、陸奥国が大混乱に陥り、その影響が出羽国にも波及することが懸念されたために、ただちに陸奥に対する征東使とともに、出羽へは鎮狄使を任命して派遣した。鎮狄將軍はその長官であり、史料1にみえる「軍士」は鎮狄使配下の兵士である。その鎮狄將軍安倍家麻呂が秋田城に至ったときに、城下の狄志良須・俘囚宇奈古らが、「秋田城は、結局、永久に廢棄されてしまうのか、それとも以前のように軍団兵士を上番させて守備する体制に戻すのか」ということを聞いてきたので、家麻呂はそのことを上奏し、指示を仰いだ。それに対して中央政府は、第一に、秋田城を完全に放棄してしまうのは、計略として非常によくないので(「擧げて之を棄つるは、甚だ善計に非らざる也」)、当面の間、若干の軍士を派遣して鎮守させること、第二に、要害に位置し、秋田と道が通じている由理柵にも派兵し、相互

に協力して防衛に当たるべきことを指示している。そして三番目に指示しているのが、城下の百姓の移住が依然として進んでいないという問題への対処である（この点は後述）。

以上が宝亀十一年条の記事内容であるが、そこから知られる秋田城の停廃問題の事実関係を整理しておこう。まず停廃問題の発端は、「宝亀の初め」の出羽国司からの要請であった。秋田は「保ち難い」けれども、河辺は「治め易い」というのがその理由である。この「河辺」については、従来、諸説があったが、今泉氏が論証したように秋田郡の南隣の河辺郡とみるべきである。⑥というのは、この「河辺」は「秋田」と対置され、しかも延暦二十三年（八〇四）条にみえる「河辺府」と同一であることが明らかなので、国家の公的施設の名称と考えられる。したがって固有の地名とみななければならない。そのうえ城下の住民の移住先とされているので、秋田の隣接地がふさわしい。さらに「郡府」という言い方がある（『統日本紀』延暦二年六月丙午朔条）ということになると、秋田郡の南隣の河辺郡以外には考えがたいからである。

当時、出羽国の要請を受けた中央政府は、審議の結果、秋田城を放棄して河辺郡を維持することを認める決定を下した。それを受けて、出羽国は秋田城の軍団兵士による守備を解除し、城司の派遣も停止したのである。

ところが、それからかなりの歳月を経たのに、なお城下の百姓や狄俘は河辺郡へ移住していないという（「然れども今、積むに歳月を以てしても、なほ未だ移徙せず」）。これが秋田城をいまだに「挙げて棄てる」、すなわち全面的に放棄することができない最大の理由とみられる。ここ

でいう「百姓」とは、延暦二十三年（八〇四）条の「土人・浪人」に相当し、移民である柵戸や浮浪人のことである。

要するに、宝亀年間の秋田城の停廃問題とは、今泉氏が明快に論じているように、秋田城の放棄と城下の百姓の河辺郡への移住とが一体となった施策であつて、⑦前者が中央政府の承認も得て程なく実施に移されたのに対して、後者は、この後にみるように住民の抵抗にあつていっくに進まなかつたのである。かつて論じたことがあるように、一般に古代城柵は、兵力や糧食の供給源としての柵戸や俘囚を一定数付属しており、それらと一体の存在であつた。⑧この点は秋田城も例外ではなかつたのである。中央政府が下した命令の中に、秋田城は創建以来「敵を禦ぎ、民を保」つてきたとあり、また狄俘らが「己等官威に拠憑して、久しく城下に居り」といつているように、秋田城は城下の百姓や狄俘を守り、逆に百姓や狄俘が兵力や糧食を供出することによって秋田城を支えてきたのである。宝亀十一年条が明確に語っているように、宝亀年間の秋田城の「停廃」問題とは、秋田城の城柵としての機能停止と城下の住民の河辺郡への移住とを包括した施策であり、住民の移住ぬきで秋田城を停廃するわけにはいかなかったのである。このことは古代城柵の本質を端的に示すものであるが、延暦二十三年に行われる「城を停めて郡と為す」という措置の内実を考えるにあたつても非常に重要と思われるので、ここで確認をしておきたい。

宝亀初年に出羽国司の要請をうけた中央政府は、城下の住民の河辺郡への移住と一体となつた秋田城の停廃を許可した。それにともなつて秋田城では城司の常駐を停止するとともに、軍団兵の配備も撤廃された。

これは、城下の百姓・狄俘の河辺郡への移住をうながすという意味合いもあつたと思われるが、それにもかかわらず城下の住民の移住はなかなか進まなかつた。これは中央政府が「百姓遷ることを重ること明らけし」と言っているように、城下の住民自身が移住を忌避していたからにはほかならない。

つぎにみる延暦二十三年条によれば、出羽国司は、秋田の地は土地がやせていて農耕に適しておらず、そのうえ北隅に孤居していて孤立無援の立地であると訴えている。しかも宝亀初年に秋田城の停廃が決定されてからは、城司も軍団兵の配備も停廃され、秋田城の兵力は大幅に低下していた。それにもかかわらず、秋田城下の百姓・狄俘は河辺郡へ移住しようとはしなかつたというのである。ここからみえてくるのは、出羽国司は秋田城の維持が軍事的に困難であつたことから停廃を望んでいたが、城下の住民は逆に、最北の城柵、秋田城の城下に住み続けることを強く願っていたという構図である。それがなぜかは、これまで問われたことはなかつたように思われる。筆者は、この問題は秋田城の城柵としての特質を考えるにあたって重要な論点になりうると考えているが、本稿の主題から離れるので、その詳細な検討は別稿に譲ることにしたい。

なお今泉氏は、秋田城は宝亀初年に停廃が決定されたあとといったん復活し、宝亀十一年に近い時期になって再度停廃されたという想定をしている。しかしながら、中央政府の「然れども今、積むに歳月を以てしても、なほ未だ移徙せず」という言い方からは、その後秋田城が復置されるような大きな状況の変化があつたことは読み取れない。宝亀初年の決定は、このときに至るまで変更されることはなかつたとみるべきである。

う。

そうすると「宝亀の初め」がいつごろかにもよるが、元二二年ごろとすれば、十年近くにわたつて秋田城は城司も軍団兵も常駐しない状態が続いていたということになる。これは主要城柵としては異常事態といつてよく、かなり不自然な気もする。しかしながら、そもそも「宝亀の初め」に「河辺を治む」ことが決定されているわけであるから、国家の立場からすれば、既定の方針に沿つた施策を継続しているに過ぎないのである。むしろ、それにもかかわらず秋田城を「挙げて棄てる」に至らなかつたことに注意すべきであろう。

この十年近くの間、秋田城はまったく無防備だったのかといえは、おそらくそうではあるまい。筆者は、このとき狄志良須・俘囚宇奈古らが鎮狄將軍に今後の秋田城の警備方針について確認しているのは、正規兵の配備が停止されて以降、かれら狄俘たちが警備にあたっていたからではないかと推測している。同様のことは、弘仁六年（八一五）に鎮兵の配備が停止された徳丹城でも行われているからである。百姓が警備に加わっていた可能性も考えられよう。また城司の派遣停止後、城下の住民を管轄したのがどこかが問題となるが、おそらく河辺郡であろう。

さて宝亀十一年に鎮狄將軍の奏上をうけた中央政府は、宝亀初年に決定された秋田城停廃の方針を大きく転換する。秋田城に鎮狄使の官人ないし国司を城司として常駐させ、「多少の軍士」を配備しよう命じるのである。これは「且く」とあるから、暫定的な措置であつたとみられるが、それにしても宝亀初年に決定された秋田城停廃の方針を大きく転換するものであつた。

政策転換の理由は、大きく分けて二つあったと思われる。一つは、この年の三月に陸奥国で起こった伊治皆麻呂の乱の影響である。既述のように、鎮狄將軍の出羽国への派遣自体が、乱の出羽国への拡大防止を目的としたものであったが、延暦二年（七八三）の出羽国の言上に「宝亀十一年、雄勝・平鹿二郡百姓、為_レ賊所_レ略、各失_レ本業、彫弊殊甚」とあるように（『続日本紀』同年六月丙午朔条）、実際に山北地方でも反乱が起こっているのである。したがって、秋田城も防備を強化することが急務とされたであろう。秋田城下の狄俘らの憂慮も、それを受けての中央政府の政策転換も、直接的には皆麻呂の乱の勃発による状況の変化が原因となっているとみられる。それをふまえて出された指示が、専官（＝城司）と軍士の秋田城への派遣と由理柵への派兵による両城柵の連携強化であった。

もう一つの理由は、中央政府の返答の最後に述べられている城下の百姓らの河辺郡への移住がいつこうに進んでいないという実態である。政府は、この状況は百姓らが移住を忌避していることに原因があるとして、出羽国にはそれをふまえて城下の狄俘や百姓のもとにいつて「彼此の利害」、すなわち秋田城下よりも河辺郡に住むほうが得策であるということを説明して説得するよう指示をしている。これは中央政府が、城下の住民の移住が進まないかぎり秋田城の停廢はありえないことを再確認したもので、秋田城の暫定的な存続への方針転換と相互に関連するものとみられる。

要するに、宝亀年間に政治問題化する秋田城の停廢とは、秋田城下の住民を南隣の河辺郡へ移住させて施設としての秋田城を停廢しようとする

る施策で、宝亀初年に出羽国司から要請がだされ、中央政府もそれを承認する。その決定に基づいて、ほどなく城司と軍団兵の秋田城への常駐は停止されるが、住民の移住がいつこうに進まないために、施設としての秋田城は停廢できずに存続する。宝亀十一年に至り、陸奥国で伊治皆麻呂の乱が勃発してその影響が出羽国まで及んだために、中央政府は施策の見直しを行い、秋田城の城司・警備兵の常駐を復活して暫定的に存続させる方針に転換するとともに、由理柵へも派兵して両城柵の防衛上の連携の強化を図る。一方で、城下の住民を説得して河辺郡へ移住させるよう命じているので、秋田城停廢の方針を破棄したわけではなかった。

ここから判明するのは、出羽国は秋田城の停廢を強く望んでおり、この段階では中央政府もその方針を支持していたこと、ところが秋田城下の百姓・狄俘は、河辺郡への移住をきらい、常備軍による守備体制が撤廢されても、従前どおり城下に住み続けたことである。要するに、出羽国・中央政府が一致して行おうとした秋田城の停廢が実現しなかったのは、城下の住民が河辺郡への移住を忌避したためであったのである。

二、延暦二十三年のいわゆる「秋田城の停廢」について

皆麻呂の乱の影響で、当面、秋田城を維持することになってから二四年後、出羽国は再び中央政府に秋田城の停廢を願ひ出る。

史料2 『日本後紀』延暦二十三年（八〇四）十一月癸巳条

出羽国言、秋田城建置以来卅余年。土地塊塙、不_レ宜_二五穀_一。加以孤_二居北隅_一、無_レ隣_二相救_一。伏望永從_二停廢_一、保_レ河辺府_二者_一。宜_レ停_レ城_二為_レ郡_一、不_レ論_二土人_一・浪人_一、以下住_レ彼城_二者_一編附_二焉_一。

このとき出羽国は、秋田城は土地が瘦せていて農耕に不適なうえに、軍事的にも北隅に孤居して援けにくいという理由をあげて、秋田城を停廃する代わりに河辺府（＝河辺郡府）を維持することをとめた。史料2はかなり簡略で、意味がとりにくいところがあるが、「河辺府」を保つとは、下文で中央政府が百姓の秋田郡への編附を命じているところからみて、秋田城下の住民の河辺郡への移住策を含蓄したものと考えられる。出羽国は、宝亀初年に決定された秋田城の全面放棄案を再提案したのである。

ところがこのときの中央政府の決定は、宝亀初年とは大きく異なるものであった。「城を停めて郡と為す」たうえで、城下に住む百姓は土人（元に本貫のあるもの）・浪人（本貫地から離れている浮浪人）の区別なく、秋田郡に編附するよう指示した。ここに出羽国が長年にわたって望んでいた秋田城の全面放棄と住民の河辺郡への移住策は完全に破棄されたのである。

ただし「城を停めて郡と為す」という措置に関しては、これまで諸説があつて見解が分かれている。まず平川南氏は、「城（柵）には施設名のみを指す場合と、その施設を含めた一定の拡がりを意味する場合とがある」とし、後者を「城制」と名づける。「城制の特徴は一定期間調庸を免除され、令制の郡への移行過程における一種の行政単位」とし、城制を「国府直営」ともいつている。そして延暦二十三年条については、「秋田城制下の……すべての民を令制の郡に編附しようとした」もので、城制から郡制へ移行することによって「はじめて全面的課役対象として編附された」と解する¹¹。なお、平川氏はこのときまで秋田城に国府があつ

たと考えており、「永従停廃」、保「河辺府」は秋田城の国府を河辺府＝出羽郡へ移転し、秋田城は「国司を常駐させ兵士を常備し、いわば第二国府的性格を維持した」と解する。

一方、今泉氏は、「城を停めて郡と為す」について、「郡」を郡司機構、「城」をそれに対応させて城司機構の意に解し、「国司による城司から郡司への官司機構の転換」と解した¹²。さらに「秋田城の初歩的考察」では、「秋田城の城司とその支配下の兵を停廃し、秋田郡を置いて郡司を任命し、城司の支配下にあつた人民を郡の下に編成して支配させた」と述べている。それは、出羽国の秋田城放棄案に対して「政府は移住はさせず秋田を確保するが、負担の重い城柵は停廃して秋田郡を設けて支配させることにした」ということで、「やむを得ず取られた次善の策であつた」とみる。いわば、出羽国側の秋田城全面放棄案に対して、守備兵を含む城司機構は廃止し、代わりに郡制をして秋田城を秋田郡に編成替えし、そのもとで土人・浪人ともに編附して支配を行わせるという方式と理解するのである。

これに対して熊田亮介氏は、秋田城の停廃とそれにもなう城司による城下の支配をとどめたことは認めつつも、「秋田郡はこれ以前に成立しており、延暦二三年条は（それまで別の場所にあつた）引用者輔）秋田郡の支配機構が秋田城に移されたことを意味する」と解する¹³。その根拠は、延暦二十三年条は、通常の郡の新設記事のように「…郡を建つ」ないし「…郡を置く」と記されず、「城を停めて郡と為す」という「特異」な表現になっていることから、郡の新設とは考えがたいというのである。また別の論文では、宝亀十一年条にみえる秋田城下の「百姓」とは、「編

附された民を意味するところからして秋田郡に本貫を有する者とみるのが自然である」とも述べ、宝亀年間には河辺郡とともに秋田郡が成立していたという見解を表明している。¹⁵ 熊田氏の見解は、城司機構の停廢は認めつつも、秋田郡家はこれ以前から別処に存在しており、それがこのときに秋田城に移転して百姓の支配にあたつたとするものである。

筆者は、近年、今泉氏の城司制論の再検討を行ったが、延暦二十三年条については今泉氏の見解に賛同し、独自の分析を行うには至らなかった。¹⁵ また樋口知志氏も近稿で「城柵の機能停止とは今泉隆雄氏がいうように、国司の城司としての常駐を止めること」として、今泉説に賛意を表している。¹⁶

以上、延暦二十三年条に関する近年の研究を概観してみたが、城司機構の停廢と新設秋田郡への百姓の移管とみる今泉氏の見解がもつとも有力といつてよい。熊田氏は秋田郡が宝亀以前から存在し、このとき秋田城に郡家が移転したとみているが、このとき城司機構が廢止されたとみる点は、今泉説と同じである。ただ氏のように「城を停めて郡と為す」という表現から既存の郡家の秋田城への移転を読み取るというのは、やや深読みにすぎないと思われ、¹⁷ 「城」の解釈いかんでは強いてそのように解釈する必要はないと思われる。

平川氏は、この場合の「城」を「国府直營」の「一定の拡がり」をもつ「一種の行政単位」としてとらえ、それがこのとき郡制へ移行したとすることで他の諸氏と異なる。ただ、氏がこのとき俘囚を含む城下のすべての住民が編附され、全面的に課役負担の対象となつたとするのは、一般に俘囚は編附されないし、柵戸の課役免除は城制段階か否かとは別の

問題とみられる点からしたがいがたいし、秋田城がこのあと「第二国府的性格を維持した」とする点も、その根拠となっている「永從「停廢」、保「河辺府」という文言はあくまでも出羽国の提案であつて、既述のようにこの提案は却下されているから、このままでは成立しがたいと思われる。要するに、平川氏が提唱した「城」を建郡の前段階の行政単位とみる説は、率直にいつて論証に成功しているとはいいがたいのである。城司機構の停廢と郡司機構への移管と解する今泉説は明快で、これまで通説といつてよい評価を受けてきており、筆者も賛同してきた。しかしながら、改めて史料を読み返し、また秋田城跡の調査成果等もふまえて再考してみると、いくつかの疑問を抱くようになった。

まず第一に、「城を停めて郡と為す」の「城を停む」を城司機構の廢止、具体的には城司とその配下の兵の停廢と解するかぎり、秋田城はいわば武装解除されたことになる点である。ところが秋田城は、「秋田は保ち難く、河辺は治め易し」といわれ、また「北隅に孤居して、相救ふに隣り無し」ともされているように、防御のむずかしい城柵とされてきた。出羽国はそれをさらつて再三にわたつて秋田城の廢城を要請したわけである。そのような秋田城を武装解除したうえで、住民の移住も行わずに郡の組織のみで支配をさせるというのは、政策として根本的な矛盾を孕んだ、あえていえば無謀な政策であつて、筆者には「次善の策」としてもありそうもないように思われる。

確かに宝亀年間にも、前節でみたように、秋田城の城司と軍団兵が一〇年近くにわたつて停廢されたことがあつた。しかしながらこれは、秋田城の全面放棄と城下の住民の河辺郡への移住という既定方針のもと

で実行されたという点がまったく異なっている。このときの秋田城の武装解除策には、城下の住民の河辺郡への移住をうながすという意味も、当然あつたはずである。ところが延暦二十三年には、中央政府はこれまでの経緯をふまえて、おそらく移住策は非現実的だと判断して、出羽国の再度の提案を却下したうえで秋田郡への編附を命じたのである。それなのに、同時に秋田城の武装解除を意味する城司機構の廃止というような指示をするだろうかというのが、疑問の第一点である。この観点から、延暦二十三年条をもう一度読み直してみる必要があると思われる。

第二は、近年とくに注目されているように、この時期が城柵の再編期にあたっていることと「秋田城の停廢」との関係である。律令国家は、延暦十三年（七九四）と同二十年（八〇二）の二度にわたる征夷戦における勝利によって、宝亀年間から続いた蝦夷の反乱をようやくほぼ制圧し、余勢をかってこれまで中央政府を苦しめてきた山道蝦夷の根拠地につきつぎと城柵を築いていった。延暦二十一年（八〇二）に胆沢城、翌二十二年に志波城を築くが、とくに最前線に位置する志波城は古代城柵としては最大級の規模で、この段階にはさらに北方への領域拡大を意図していたことがうかがわれる。一方、出羽側でも八〇二年前後に弘田柵が造営され、同じころ秋田城でも大改修が行われていることが考古学的に明らかにされた。この時期は、いわば桓武朝の積極的、強圧的な蝦夷政策が頂点に達し、さらなる領域拡大を企図していた時期である。そのようなときに最北の城柵である秋田城を武装解除するというのは、かなり不自然な印象を受ける。そこで延暦二十三年の「秋田城の停廢」についても、この九世紀初頭の城柵の再編策との関連性、整合性を再考して

みることを求められよう。

第三に、右にもふれたように、秋田城では八世紀末〜九世紀初頭に外郭施設と政庁の全面建て替えを含む大規模な改修が行われていることが判明した。外郭施設は、それまでの築地塀から材木塀（V字状の溝の中に材木を間隔を空けて立て並べるタイプ）へ変更され、櫓が取りつけられる。政庁では、全面に整地地業を行ったうえで、区画施設は崩壊した築地の高まり上に一本柱列塀が築かれる。政庁の建物もすべて建て替えられ、東門が棟門から八脚門になるなど、「門や建物の構成が最も充実する時期」とされている⁽¹⁸⁾。さらに注目されるのは、この時期、城内北部の焼山地区でも建物の全面的な建てかえが行われ、倉庫群とみられる総柱建物が出現することである。このように秋田城は、八世紀末〜九世紀初頭に大規模な改修が行われ、施設としての整備が進むことが明らかにされている。この大改修は時期的に「秋田城の停廢」が行われたときとされる延暦二十三年も含みうるので、両者の関係を具体的に考えてみる必要があるであろう。

以下、第一〜三の問題について、順次検討を行いながら、延暦二十三年の「秋田城の停廢」について再考してみることとする。

三、「城を停めて郡と為す」の再検討

まず、第一の問題である延暦二十三年条の「城を停めて郡と為す」の再検討から始めることにしたい。この「城」については、既述のように、平川氏が一定の拡がりをもつ「行政単位」ととらえるのに対し、今泉氏は城司（城柵に常駐する国司・鎮官の専当官）機構ととらえ、現在はこ

の今泉説が通説となつてゐる。今泉氏が「城を停めて郡と為す」の「城」を城司機構と解したのは、すぐうしろの「郡」を郡司機構ととらえ、したがつてそれと対応関係にある直前の「城」も城司機構になるとした。

今泉氏は、「郡」には①郡司によつて構成される官司機構、②施設としての郡家、③郡司が支配する里・戸とその領域の三つの概念があるのにたいして、「城」には(A)城柵をとり囲む外郭施設、(B)外郭施設に囲まれたいわゆる城柵の施設全体、(C)城柵に設けられた城司などの機構の三つの意味が認められるが、平川氏のように「行政単位」という用法を認めようとする見解には問題が多いとして否定し、延暦二十三年条についても平川氏の解釈を却けたのである。

しかしながら改めて延暦二十三年条をみると、このときの中央政府の指示内容は「宜_レ停_レ城_ヲ為_レ郡、不_レ論_三土人・浪人_一、以下住_三彼城_一者_上編附_ヲ焉」とある。かつて平川氏が着目したように、筆者もまた、ここに「彼の城に住む者」とあることに注目したい。仮に「彼の城に住む者」を、「秋田城内の住民」と解すると、秋田郡が編附の対象とした住民も必然的に秋田城内の住民に限定されることになってしまう。したがつてそのような解釈は成り立ちがたく、少なくともこの「城」は秋田城の支配がおよぶ、一定の広がりをもつた区域の意味で使われていると解さざるをえない。すなわち「城」には、平川氏が提唱した、一定の広がりをもつ行政単位^①という意味も確かにあつたのである。そうであれば、同じ中央政府の指示にみえる「城を停めて郡と為す」も行政単位としての「城」を通常の「郡」に編成替えするという意味に解してさしつかえない、ということにならう。

平川氏が、城制から郡制への転換を倅囚を含めた住民の編附と全面的な課税負担という点に力点を置いて論じていることは、既述のように問題があるが、城制を、国司の専当官による統治という意味で「国府直管」とし、郡制施行の前段階の支配体制とする点には基本的には従いたいと思う。既述のように、延暦二十三年条に「土人・浪人を論ぜず」とあることからすれば、これ以前から秋田城下では「土人」と「浪人」の区分があつたことは明らかであり、したがつて城制下において籍帳支配が行われていたことも否定しがたいと思われる。また郡制移行時の編附は、「土人・浪人を論ぜず」とされているように、柵戸と浮浪人に限定されており、蝦夷・倅囚は含まれていないことも明らかであろう。

要するにここでの指示内容は、それまで「土人」が編附されてきた一定の広がりをもつ「城」という行政単位を廃止して通常の「郡」に編成換えする（これは、その支配機構としての「郡司」機構を置くことも意味する）とともに、おなじ「城」の区域に住んでいた「浪人」もその「郡」に編附して「土人化^②せよ」ということであつたと解される。浪人まで「郡」に編附して「土人化^②する」というのは、籍帳支配の強化策にはかならない。今泉氏の見解では、一方でこのような支配強化策をとりながら、他方で城司機構を廃止するという支配体制の著しい弱体化を行ったことになつてしまひ、このときの施策を整合的に説明しがたいと思われる。

そうすると、問題の「城を停めて郡と為す」とは、百姓の編附（＝籍帳支配）の主体で、なおかつ一定の領域をとまなう行政単位でもある「城」を廃止して令制郡を置き、浪人も含めて郡に編附して籍帳支配を「郡」の機構に移管する措置であつたと理解することができると考へられる。このように考

えてよいとすれば、「城を停む」を秋田城の城司機構の全面廃止とみる必要はなく、いわば城司機構の一部を構成していた籍帳支配部門を分離・独立させて郡司を中心とした郡の機構としたとみればよいということになる。国司の専当官である「城司」を中心とした城司機構はこのあとにも存続し、常備軍を指揮下において秋田城の警備や城下の狄俘の支配を行い、秋田郡の管轄も行ったとみるのが妥当と思われる。

詳細は別稿を期したいが、郡制施行以前に領域支配をなう行政機構としての「城」は確かに存在したのであり、それは柵戸の編附と浮浪人の把握、さらには城下の俘囚の管轄を行い、一定の領域を支配する組織であったと考えられ、その領域を指して「城」ともよんだのである。ただし、多くの場合、行政単位としての「城」は、郡制が施行されるまでの比較的短期間に暫定的に置かれたとみられるのに対して、秋田城の場合は、出羽柵が秋田村に移転した天平五年（七三三）から数えれば、実に七一年の長きにわたって行政単位としての「城」（当初は「柵」という行政単位か）が置かれていたことになる。筆者は、これまた秋田城の城柵としての特質を示す重要な点ではないかと考えるが、この点も詳細は別稿に譲ることにする。

四 九世紀初頭の城柵再編と「城を停めて郡と為す」

前節の検討で、延暦二十三年条の「城を停めて郡と為す」とは、編附の主体であり、なおかつ一定の広がりをもつ行政単位でもあった「城」を「郡」に編成換えしたもので、城司機構自体はそのあとにも存続したとみてよいことが明らかとなったと思われる。本節では、その点をふまえ

ながら、これを九世紀初頭の城柵再編策の中に位置づけをしてみたい。

九世紀初頭の城柵再編策とは、陸奥国の胆沢城・志波城、出羽国の払田柵の造営と、秋田城の大改修のことである。この城柵再編の契機となつたのは延暦十三年（七九四）、同二十年（八〇一）の二度にわたる征夷戦における勝利であった。とくに坂上田村麻呂が征夷大將軍に任じられた延暦二十年の征討では、長年にわたって政府軍を苦しめてきた山道蝦夷の根拠地である胆沢の地を制圧することに成功するのである。胆沢城が延暦二十一年、志波城が翌二十二年に造営されているので、延暦二十年の征夷戦の勝利が陸奥側の城柵再編の直接の契機となっていることは明らかであろう。

一方、出羽側に関しては『日本後紀』の闕逸もあって、文献史料からは明確なことがわからないが、発掘調査の進展によってほぼ同時期に大きな動きがあったことがわかってきた。一つは払田柵の造営で、年輪年代法による外柵の柵木の測定の結果、その伐採年代が八〇〇〜八〇二年、外郭の創建期の柵木も八〇一年ということが判明した。したがってその造営は八〇二年に開始されたとみられている。まさに胆沢城の造営と同年である。この払田柵に関しては、近年、第二次雄勝城説が有力化している⁽⁹⁾。筆者もしたがいたい。

もう一つが秋田城の大改修で、外郭・政庁のⅢ期とされている造営期に相当する。その造営年代は外郭Ⅱ期の終末に堆積し、同Ⅲ期の構築にともなう整地で覆われたスクモ状の堆積層（泥炭層）の上層から延暦十四年（七九五）の年紀のある木簡が出土したことから、それを大きく降らない八世紀末〜九世紀初頭ごろと考えられている⁽¹⁰⁾。

この秋田城の大改修については、文献史学の立場からもう少し時期が限定できるように思われる。まず、陸奥側の胆沢・志波両城の造営が行われるのは、右にみたように延暦二十年の征夷戦の勝利を契機としていことが明らかであり、弘田柵の造営もまさしく同時期であることが判明しているので、出羽側の城柵再編も同じ契機によるものとみてさしつかえない。すなわち延暦二十年の征夷戦で、ようやく山道蝦夷に決定的な勝利をあげた律令国家は、それを契機に蝦夷支配体制の再編・強化に乗りだし、翌延暦二十一年から陸奥・出羽両国で同時に組織的な城柵の再編に着手したのである。したがって、まずこの点から秋田城の大改修も延暦二十一―八〇二年以降である可能性が高いと考えられよう。

第二に、熊田氏が注目した「越後国米一万六百斛・佐渡国塩一百廿斛、毎年運送出羽国雄勝城」、為「鎮兵糧」(『日本紀略』延暦二十一年(八〇二)正月庚午条)という史料の存在である。一万六百斛という鎮兵糧はきわめて多量で、人別一日当たり二升とすれば、一四七二人分の年間支給額に相当する。これはのちの雄勝城の鎮兵数二〇〇人はおろか、出羽国全体の鎮兵の定数六五〇名をもはるかにしのぐ数である。そこで熊田氏は、当時、第四次胆沢征討が計画され、陸奥国ではそれにそなえて準備が行われていたが、出羽国でもそれに備えて第二次雄勝城の造営が行われ、そこに出羽国としては前後に例を見ないほどの鎮兵を集中配備したと解した²¹⁾。鈴木拓也氏は、この熊田氏の見解をさらに発展させて、延暦二十一―八〇二年というのは、弘田柵の柵木の伐採年代に合致しており、また城柵の造営時にはしばしば鎮兵の増員が行われるので、右の大量の鎮兵糧の雄勝城への輸送はその造営の労働力として多数の鎮兵が

投入されたことを示すもので、該記事は第二次雄勝城の造営開始を示す可能性があるとした²²⁾。筆者は、この鈴木拓也氏の見解に賛同したい。延暦二十一年の早春、出羽国では鎮兵の大動員を行って第二次雄勝城の造営を開始したとみられるのである。これはちょうど陸奥国で胆沢城の造営が開始されるときにあたっている(『日本紀略』延暦二十一年正月丙寅条)。さてそうなると、この時期、出羽国では鎮兵が雄勝城の造営に集中的に投入されていたから、並行して秋田城の大改修を行うのは不可能であつたとみてよい。陸奥国でも胆沢城造営の翌年に志波城が造営されている。したがって秋田城の大改修への着手は、弘田柵Ⅱ第二次雄勝城の完成後とみるべきであろう。

第三に、このことを別の面から裏づける史料が存在する。それが、本稿が主題とする延暦二十三年条である。このとき出羽国は、「土地境圯にして、五穀に宜しからず。加以、北隅に孤居し、相救ふに隣無し」という理由で秋田城を永久に停廃するよう言上する。問題は、出羽国が秋田城の全面放棄をなぜこのタイミングで申し出たかということである。仮にこの時点で秋田城の大改修が竣工していたとすればむしろであるが、造営工事中であつたとしても、そのようなときに出羽国が秋田城停廃を再提案したとすると、それは、すでに多くの資材と労働力を投入して推進しつつあつた中央政府の政策を真つ向から否定することにはかならないわけで、出羽国があえてそのような要請を中央政府にすることは考えがたいであろう。この点をふまえれば、秋田城の大改修は延暦二十三年の時点でまだ着工されていなかったと考えざるをえないことになる。延暦二十三年というのは、弘田柵造営開始の二年後にあたつてい

るから、ちょうどその完成期とみてよいと思われる。とすれば、おそらくこのころ弘田柵Ⅱ第二次雄勝城の完成を受けて秋田城の全面改修が日程に上ったということが想定される。それにもなつて、中央政府から出羽国にその実施等について具体的な提案、指示があつたので、出羽国はこの機会をとらえて宝亀初年以來の懸案である秋田城の全面放棄と城下の百姓の河辺郡への移住策を再度提案したのではないか、というのが筆者の推測である。

このように考えると、問題の延暦二十三年の記事は、出羽国の提案した秋田城放棄策を退けて、その維持を前提とした全面改修を指示したものにほかならず、そのなかで秋田郡の建置と籍帳支配の「城」から「郡」への移管が命じられたとみることができよう。そうすると秋田城の城司機構の存続は、当然のこととして前提されていたということにならざるをえない。この点からも、「城を停めて郡と為す」は、施設としての秋田城の放棄はもちろんのこと、城司機構の停廃を意味するものでも決してなく、山道蝦夷の軍事的制圧を契機とする陸奥・出羽両国北辺部の城柵再編策の一環として、城司機構の存続を前提としつつ、既存の城司のみによる秋田城の支配機構を城司一郡司の二段構えに整備、強化したものととらえ直すべきであると考える。

五、秋田城の大改修と「城を停めて郡と為す」

前節の考察によつて、延暦二十三年の「城を停めて郡と為す」が、考古学的に解明された平安初期の秋田城の大改修を指示した史料にほかならないことが明らかになつたと思われる。そこで、本節では、秋田城の

外郭および政庁の第Ⅲ期とされている大改修の具体的な実態が、「城を停めて郡と為す」Ⅱ城司機構の存続を前提とした郡司機構の創設という本稿の見解と齟齬しないかどうかを検討してみたい。

秋田城の外郭は標高四〇以上の高清水丘陵の高い部分を取り囲むようにめぐつていて、東西・南北ともに約五五〇あり、平面形は北西部を欠いた不整形を呈している。その中央やや南西寄りに政庁が所在し、東西約九四、南北約七七に区画施設がめぐらされ、東西にやや長い方形を呈する。また外郭西辺の西五〇〇程のところには、旧雄物川(古代の秋田河)の河口があり、秋田城と海上交通の強い結びつきを物語っている。

外郭の区画施設の変遷は大きくⅠⅡⅢⅣⅤ期に区分されるが、全時期を通じてほぼ同じ位置を踏襲して建て替えられている。そのうち問題の平安初期のⅢ期は、奈良時代のⅠ・Ⅱ期が築地塀(Ⅱ期は非瓦葺)であるのに対して、V字状の溝の中に間隔をあけて材木を立て並べる形態の材木塀になる。さらにⅣ期はV字状の溝の中に密接して立て並べられた材木塀となり、V期は大溝へと変化する。Ⅲ期の変化で特に注目されるのは、櫓状建物の付設である。外郭施設への櫓状建物の付設は、伊藤武士氏が指摘しているように、九世紀初頭に陸奥・出羽両国で新たに造営された胆沢城・志波城・弘田柵跡・城輪柵跡のすべてに共通しており、この時期の城柵再編策のなかで画一的に行われた施策と理解される。秋田城の大改修もまた、城柵再編策の一環をなすものであることを考古学的に示すものとして注目される。また本稿の立場からさらに重要と思われるのは、櫓状建物に軍事的機能を認めるかぎり、その外郭施設への付設は、「城

を停めて郡と為す」を城司機構の廃止とみる見解と根本的に矛盾するということである。Ⅲ期秋田城は、常備軍による警備を前提として造営されたとみるべきであろう。

一方、政庁跡はⅠ～Ⅵ期の変遷が明らかにされている。政庁南西部部分の三分の一程度が道路や宅地などによって削平・破壊されており、政庁西辺の区画施設や西脇殿、南門などは検出されていないが、全期間を通じて区画施設の位置や全体が横長の方形プランを呈することについては大きな変化がないことが判明している。区画施設は、奈良時代のⅠ・Ⅱ期は築地塀であったが、平安初期のⅢ期（外郭Ⅲ期に対応）に政庁域全体に整地地業を行ったうえで一本柱列塀に変更し、さらに元慶の乱後のⅤ期には材木列塀に変わる。Ⅲ期で特に注目されるのは、東門が棟門から八脚門になり、正殿は東西五間×南北二間の身舎に南廂が付けられ、東脇殿も身舎が南に一間拡張されたうえで西廂が付くなどの変化があり、「門や建物の構成が最も充実する時期」と評されている。²⁶⁾この秋田城でもっとも充実すると評価できるⅢ期の政庁を郡家型の政庁（郡庁）とみることはどうして困難と思われ、この点からもⅢ期秋田城を城司機構の廃止Ⅱ秋田郡家への組織換えに対応するとみることはできないと思われる。

城内北西部の焼山地区では、倉庫群と考えられる規則的に配置された掘立柱建物群が検出されている。掘立柱建物跡はA類～D類に分類されるが、そのうちA類が外郭Ⅰ期、B類がⅡ期、C類がⅢ・Ⅳ期に相当するとみられる。A類・B類も倉庫建物の可能性が考えられているが、倉庫群としての性格が明確化するのにはⅢ期以降のC類であり、二棟が南北

に並ぶ双倉構造の建物が出現する。郡衙遺跡には正倉院がともなうのが普通であるのに対して、城柵遺跡では、通常、大規模倉庫群は認められないので、Ⅲ期以降に焼山地区の倉庫群が整備されるのは注目に値する。²⁷⁾すでに指摘されているように、これを延暦二十三年の秋田郡の建郡と関連づけて考えることができるとすれば、これまた「城を停めて郡と為す」を、本稿のごとく城司機構の存続を前提とした郡司機構の創設とみる見解と矛盾しないことになろう。

なお樋口知志氏は、「城を停めて郡と為す」を城司機構の停廃と郡司機構の新設とみる今泉氏の見解に賛同したうえで、「廃城にともなう政治機能面の変化は、秋田城の遺構の状況からもある程度窺える」として、外郭・政庁の区画施設が築地塀から材木塀に切り替えられることと、焼山地区で掘立柱の大規模倉庫群が造営されていることをあげている。²⁸⁾しかしながら、前者は弘田柵でも外柵・政庁と外郭の一部に材木塀が採用されていることからみて、郡家の指標とはなしたがたく、伊藤氏のいうように、この時期の出羽側の城柵に共通する形態とみるべきであろう。²⁹⁾また後者は、秋田城に郡家機能が付加されたことは意味しようが、「廃城」を意味するとは限らない。むしろ、Ⅲ期の政庁が秋田城の政庁としてもっとも充実した形態となり、郡家型の政庁とはみなしがたいことに注目すべきであろう。

むすびにかえて

以上、宝亀～延暦期に政治問題化する秋田城の停廃問題について検討を加えてきた。改めて確認しておきたいのは、ここでいう秋田城の停廃

とは、具体的には、施設としての秋田城を停廃し、城下の百姓を南隣の河辺郡に移住させようとする施策のことである。この施策は、秋田城を城柵として維持することが困難であったところから、宝亀初年に出羽国が中央政府に提案して承認され、それにしたがっていったんは城司を停廃し、軍団兵による警備も解除した。ところが、城下の住民が移住策に応じなかったために秋田城の全面放棄はなかなか実施に移されなかった。宝亀十一年（七八〇）に伊治皆麻呂の乱が勃発し、その影響が出羽国にも及んでくると、中央政府は秋田城の暫定的維持に方針を転じる。

こうして秋田城の停廃は、先送りされることになる。ところが九世紀初頭に山道蝦夷の武力制圧に成功すると、中央政府は蝦夷支配を一段と強化するために、支配領域の北辺部につきつぎと城柵を築いていった。陸奥国の胆沢城・志波城と出羽国の弘田柵^二第二次雄勝城がそれである。こうして九世紀初頭に城柵再編策が組織的に実施されていく。

その一環として、秋田城でも延暦二十三年（八〇四）に大規模な改修が日程に上ったとみられる。出羽国はその機会をとらえて、宝亀初年以來の懸案である秋田城の停廃を再度提案した。ところが城下の住民の移住策が現実的でないことをすでに窺知していた中央政府は、出羽国の提案をしりぞけ、城柵再編策の一環として秋田城の整備と城下の支配強化策を打ち出す。それが秋田城の大規模改修と「停^レ城^ニ為^レ郡^ニ、不^レ論^二土人^一・浪人^一、以下^二住^二彼城^一者^一編附^二」するという施策であった。この施策は、城司機構の存続を前提としたうえで、それまでの城司機構直轄の行政単位である「城」を停廃して通常の「郡」へ編成替えを行って、城一郡の二段階の支配組織とするともに、「土人」のみならず「浪人」も郡に

編附して、城下の百姓支配の強化を図ったものと理解される、というのが本稿の結論である。

このような本稿の見解が大筋で認められるとすると、ここから古代城柵としての秋田城の特質の解明につながる、いくつかの重要な手がかりを得ることができると思われる。まず第一に、宝亀初年に惹起した停廃問題自体が、秋田城の特異な立地に起因するということである。秋田城は、なぜこのような他から隔絶した場所（ただし海上交通の適地）に、しかも直接の前身である出羽柵段階も含めると、奈良時代前半のかなり早い段階から造営される必要があったのか、ということが改めて問題となろう。第二に、出羽国・中央政府が一致して秋田城の放棄を決定し、しかも城司と常備兵の廃止まで行つたのに、城下の住民はその後も秋田城下に住み続けたことである。出羽国が強く望んだ秋田城停廃策が破綻するのは、この住民の動向によるところがきわめて大きかったのである。そして第三に、秋田城では、出羽柵の秋田村移転以来、実に七一年にわたって郡が置かれず、「城」という特殊な国府直轄の行政単位が存続したとみられることがあげられる。これは東北の城柵でも、他に例のないことといつてよく、秋田城の特異な性格を示すものとみられる。

以上のうち第一の点は、これまでも多くの研究者が秋田城の特徴として指摘し、議論されてきたが、第二、第三の点は、これまであまり注意されてこなかったように思われる。筆者は、秋田城の古代城柵としての特質を解明するためには、少なくとも右の三点のもつ意味を相互に関連づけて理解する必要があるのではないかと考えるが、その考察は別稿に譲ることにしたい。

- (1) 今泉隆雄「秋田城の初歩的考察」「律令国家の地方支配」吉川弘文館、一九九五年。
- (2) 今泉隆雄(a)「古代東北城柵の城司制」羽下徳彦編「北日本中世史の研究」、吉川弘文館、一九九〇年。同氏(b)「律令と東北の城柵」「秋田地方史の展開」みしま書房、一九九一年。
- (3) 平川南「古代における東北の城柵について」「日本史研究」二二六号、一九八二年。
- (4) 今泉氏、前掲注(1)論文。
- (5) 鈴木拓也「古代出羽国の軍制」「古代東北の支配構造」吉川弘文館、一九九八年。初出は一九九二年。
- (6) 今泉氏、前掲注(1)論文。
- (7) 今泉氏、前掲注(1)論文。
- (8) 拙稿「近夷郡と城柵支配」「東北学院大学論集 歴史学・地理学」二二、一九九〇年。
- (9) 拙稿「九世紀奥郡騒乱の歴史的意義」「律令国家の地方支配」吉川弘文館、一九九五年。
- (10) 今泉氏、前掲注(1)論文。
- (11) 平川氏、前掲注(3)論文。
- (12) 今泉氏、前掲注(2)(a)(b)論文。
- (13) 熊田亮介「秋田城と秋田郡」「秋田市史研究」四、一九九五年。
- (14) 熊田亮介「九世紀における東北の地域間交流」「古代国家と東北」吉川弘文館、二〇〇三年。初出は二〇〇〇年。
- (15) 拙稿「城柵と城司―最近の「玉造等五柵」に関する研究を手がかりとして―」「東北学院大学東北文化研究所紀要」三九、二〇〇七年。
- (16) 樋口知志「九世紀前半における奥羽北部の城柵」「国史談話会雑誌」五〇、二〇一〇年。
- (17) 八木光則「城柵の再編」「日本考古学」一一、二〇〇一年。伊藤武士「九世紀の城柵」「九世紀の蝦夷社会」高志書院、二〇〇七年。樋口知志「九世紀前半における奥羽北部の城柵」「国史談話会雑誌」五〇、二〇一〇年。
- (18) 伊藤武士「秋田城跡―最北の古代城柵―(日本の遺跡12)同成社、二〇〇六年。
- (19) 熊田亮介「雄勝城と払田柵跡」前掲注(14)書所収。初出は一九九七年。鈴木拓也「払田柵と雄勝城に関する試論」前掲注(5)書、一九九八年。
- (20) 秋田市教育委員会「秋田城跡―平成二年度秋田城跡発掘調査概報―」一九九一年。

- (21) 熊田氏、前掲注(19)論文。
- (22) 鈴木氏、前掲注(19)論文。
- (23) 以下の秋田城跡の調査成果については、伊藤氏、前掲注(18)「秋田城跡」のほか、秋田市教育委員会・秋田城跡調査事務所「秋田城跡―政庁跡―二〇〇二年、秋田市「秋田市史 通史編古代」二〇〇四年、秋田市教育委員会「秋田城跡発掘調査概報」の関係年度分などを参考にした。
- (24) 城柵の造営年代は、今泉氏が前掲注(1)論文で指摘しているように、小野守が従五位下陸奥守であった弘仁六年(八二五)〜同十年の間と考えられる。
- (25) 伊藤氏、前掲注(17)論文。
- (26) 伊藤氏、前掲注(18)書。
- (27) 伊藤氏、前掲注(17)論文。
- (28) 樋口氏、前掲注(17)論文。
- (29) 伊藤氏、前掲注(17)論文。